諮問日：令和５年３月２３日（諮問乙第１１３号）
答申日：令和８年１０月１３日（答申乙第９１号）
件　名：事故報告関係文書に係る個人情報部分開示決定に対する審査請求について

答　　申

第１　審査会の結論

宮城県教育委員会は、本件審査請求の対象となった部分開示決定において開示しないこととした情報のうち、別紙１については開示することとし、その他の部分については非開示とすることが妥当である。

第２　審査請求に係る経過

１　審査請求人は、令和４年９月２２日付けで、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年宮城県条例第７２号）附則第２条の規定による廃止前の個人情報保護条例（平成８年宮城県条例第２７号。以下「条例」という。）第１６条第１項の規定により、宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「２０２２年〇月〇〇日より発生した〇〇〇高でのいじめ案件にかかる一切の記録」について、保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

２　実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書（以下「本件行政文書」という。）として別紙２に掲げる文書を特定した。

その上で、本件行政文書について令和４年１２月２７日付け部分開示決定及び令和５年２月３日付け部分開示変更決定（以下「本件処分」という。）を行い、一部について個人情報を開示しない理由を次のとおり付して、審査請求人に通知した。

条例第１８条第１項第２号に該当
本件行政文書には、本人以外の個人に関する情報が含まれており、本人以外の特定の個人が識別されることができるため。

条例第１８条第１項第６号ハに該当
本件行政文書には、担当課の所見に関する情報が含まれており、公開することにより、当該事務事業（若しくは将来の同種の事務事業）の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるため。

３　審査請求人は、令和５年２月２４日、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第２条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

第３　審査請求人の主張要旨

１　審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すとの裁決を求めるものである。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び反論書の記載によると、以下のとおりである。

（１）審査請求書

「・「２０２２年〇月〇〇日より発生した〇〇〇高でのいじめ案件にかかる一切の記録」の開示を求めたのに対して、依然「非開示」等となっている文書がある。

・本件は「いじめ」として宮城県教育委員会が認定した事案であるが、それに対する宮城県教育委員会における「いじめ問題対策委員会」等での議論等の実施状況および実施記録などの証跡がない。

・本件「いじめ」における「加害者」は、特定および審査請求人に対しても公表されているにもかかわらず、その記載がない。

・資料５(当初番号)「令和４年度第３回いじめ問題対策委員会【記録】(〇月〇〇日)」における、「内容（１)」について、「空白」となっており情報が隠蔽されている。

・上記「委員会」における第４回以降(関連すれば第３回以前も含む)の実施の証跡がない。

・記載内容全般に関して、事実と異なった内容や虚偽の記載が散見されており、内容の修正が必要である(宮城県教育委員会高校教育課〇〇〇〇氏には電話でも伝達済み)。」

（２）反論書

「『・請求者は、本件は「いじめ」として宮城県教育委員会が認定した事案であるが、それに対する宮城県教育委員会における「いじめ問題対策委員会」等で議論等の実施状況及び実施記録などの証跡がないと主張している。本事案については、〇〇〇高より報告を受け、実施機関担当課としても「いじめ」事案として把握しているが、調査及び対応は〇〇〇高が主体となって実施しているものであり、現時点において、宮城県教育委員会が主体で実施している「いじめ防止対策調査委員会」では本事案に関して議題となっておらず、それに係る行政文書は存在しない。』と弁明しているが、２０２２年〇月〇日付で〇〇〇高に調査及び文書（対象行政文書　〇〇様より（〇月〇日））での回答を求めた際に、〇〇〇高からは「本件については宮城県教育委員会に報告しており「いじめ」問題として対応していく旨、今後宮城県教育委員会を通して対応していくため〇〇〇高からは直接文書での回答はできない旨」、報告を受けていた。本件「いじめ」については宮城県教育委員会が主体となり対応を進めていると認識いたものの、本開示請求資料を令和５年１月上旬

に閲覧して始めて、宮城県教育委員会が主体となって取り組んでいないことが判明したものである。〇〇〇高の説明は宮城県教育委員会が本件対応の主体であると誤認をさせる内容のものであり、また、宮城県教育委員会としても、いじめの加害者である〇〇〇高に本件を主体となって取り組ませてきたことが、いじめ問題の解消に至らず転校を余儀なくされる状況にまで追い込んだと判断せざるを得ず、対応に大きな不備があったと反論する。

『・請求者は、「令和４年度第３回いじめ問題対策委員会【記録】（令和４年〇月〇〇日）」における「内容（１）」について、「空白」となっており情報が隠蔽されていると主張している。対象行政文書の内、該当箇所については、「令和４年度第３回いじめ問題対策委員会」において取り上げた別事案に関するものであり、個人情報開示請求の対象外としたものであり、請求者の主張には誤認がある。』と弁明しているが、「令和４年度第３回いじめ問題対策委員会【記録】（令和４年〇月〇〇日）」における「内容（１）」が別事案に関するものと弁明するのであれば、本件「いじめ」に関しては、どのような経緯で「いじめ」として認定し「いじめ問題対策委員会」で議論されることになったのか、その経緯が不明瞭であることから、その議論の内容等についての開示を求める。

『・請求者は、〇〇〇高における第４回いじめ問題対策委員会以降の実施の証跡がないと主張している。しかしながら第４回いじめ問題対策委員会を開催した後は、全教員が出席する職員会議で状況の確認と対応について検討しており、その記録として職員会議資料、成績会議資料、臨時職員会議記録、臨時会議（別紙資料）を対象行政文書として、部分開示決定しているものであり、請求者の主張には経過について誤認がある。』と弁明しているが、「令和４年度第３回いじめ問題対策委員会【記録】」の資料「（２）③今後の対応について　〇方向性」によると、「いじめ対策委員会として対応していくが、」との記録があることから、以降も当然にして「いじめ対策委員会」にて議論され、その証跡およびその内容の公表がなされるとの審査請求人の主張に対しては一切の誤認はない。また、弁明者は「第４回いじめ問題対策委員会を開催した後は、全教員が出席する職員会議で状況の確認と対応について検討しており、その記録として職員会議資料、成績会議資料、臨時職員会議記録、臨時会議（別紙資料）を対象行政文書として、部分開示決定している」と弁明しているが、これらはあくまでも学校内でのほかの会議体等での議論であり、いじめ問題解決のために特定の構成員によって開催される「いじめ問題対策委員会」とは全く別のものであり、これらの会議体等での議論等によって適正ないじめ対応がなされてきたとの弁明者の主張には誤りがある。

『・請求者は、本件「いじめ」における「加害者」は、特定および審査請求人に対しても公表されているにもかかわらず、その記載がない、さらに、記載内容全般に関して、事実と異なった内容や虚偽の記載が散見されており、内容の修正が必要であると主張している。これらの主張は、本件対象行政文書の内容の真偽にかかわるものであり、部分開示決定に係る本審査請求を根拠づけるものとはならない。なお、個人情報保護条例第２７条では、「開示を

受けた自己に関する個人情報が事実と合致していないと認めるときは、実施機関に対し、その訂正の請求をすることができる。」としていることを申し添える。』と弁明しているが、『請求者は、本件「いじめ」における「加害者」は、特定および審査請求人に対しても公表されているにもかかわらず、その記載がない』の部分に関しては、「加害者」は既に特定されており審査請求人に対しても公表されているものであることから、「本件対象行政文書の内容の真偽にかかわるもの」との弁明には該当せず、当然にして公表すべき内容であると反論する。」

第４　実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書において述べている内容は、以下のとおりである。

「・請求者は、「２０２２年○月○○日より発生した○○○高でのいじめ案件にかかる一切の記録」に関する個人情報の請求に対して、依然「非開示」等となっている文書があると主張している。まず、本案件に関する実施機関が保有する行政文書は、一覧表（変更決定を含む）のとおりである。次に、開示請求に係る対象行政文書につき、「非開示」とした部分に関しては、本人以外の個人に関する情報が含まれており、本人以外の特定の個人が識別され得る部分、若しくは、他の情報と照合することにより本人以外の特定の個人を識別され得る部分を非開示とし、本人の言動や本人既知のできごとで本人以外の特定の個人が識別され得ることのない部分については開示したものであって、個人情報保護条例１８条第１項第２号に即した解釈・運用に基づく適正なものである。また、対象行政文書には、関係生徒からの聞き取り内容、その時点での学校の評価や意見、判断等を記した部分があるところ、未だ事実かどうかが確認されていない事項や事実認定の評価形成過程がしるされており、これらを開示することにより、今後の当該事務事業（若しくは将来の同種の事務事業）の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるため、同条例第１８条第１項第６号ハに即した解釈・運用をし、非開示としたものである。

・請求者は、本件は「いじめ」として宮城県教育委員会が認定した事案であるが、それに対する宮城県教育委員会における「いじめ問題対象委員会」等での議論等の実施状況及び実施記録などの証跡がないと主張している。本事案については、○○○高より報告を受け、実施機関担当課としても「いじめ」事案として把握しているが、調査及び対応は○○○高が主体となって実施しているものであり、現時点において、宮城県教育委員会が主体で実施している「いじめ防止対策調査委員会」では本事案に関して議題となっておらず、それに係る行政文書は存在しない。

・請求者は、「令和４年度第３回いじめ問題対策委員会【記録】（令和４年○月○○日）」における「内容（１）」について、「空白」となっており情報が隠蔽されていると主張している。対象行政文書の内、該当箇所については、「令和４年度第３回いじめ問題対策委員会」において取り上げた別事案に関するものであり、個人情報開示請求の対象外としたものであり、請求者の主張には誤認があ

る。

・請求者は、○○○高における第４回いじめ問題対策委員会以降の実施の証跡がないと主張している。しかしながら第４回いじめ問題対策委員会を開催した後は、全教員が出席する職員会議で状況の確認と対応について検討しており、その記録として職員会議資料、成績会議資料、臨時職員会議記録、臨時会議（別紙資料）を対象行政文書として、部分開示決定しているものであり、請求者の主張には経過について誤認がある。

・請求者は、本件「いじめ」における「加害者」は特定および審査請求人に対しても公表されているにもかかわらず、その記載がない、さらに、記載内容全般に関して、事実と異なった内容や虚偽の記載が散見されており、内容の修正が必要であると主張している。これらの主張は、本件対象行政文書の内容の真偽にかかわるものであり、部分開示決定に係る本審査請求を根拠づけるものとはならない。なお、個人情報保護条例第２７条では、「開示を受けた自己に関する個人情報が事実と合致していないと認めるときは、実施機関に対し、その訂正の請求をすることができる。」としていることを申し添える。」

第５　審査会の判断理由

１　条例の基本的な考え方について

条例は、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利その他の個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的として制定されたものであり、個人情報の開示請求にあっては、原則開示の理念の下に解釈され、かつ運用されなければならない。

当審査会は、この原則開示の理念に立って条例を解釈し、以下のとおり判断する。

２　本件行政文書について

（１）本件行政文書の特定について

本件行政文書は、宮城県○○○○高等学校（以下「○○○高」という。）で発生した、生徒間での事故（以下「本件事故」という。）に係る報告書等である。

当審査会では、実施機関から本件行政文書の提示を受けて、インカメラ審理を行い、実施機関の判断の妥当性について、審議を行った。

（２）審議の対象について

本件開示請求と同時に、審査請求人は法定代理人として、審査請求人の子に係る保有個人情報開示請求を行っている。これらの開示請求に対し、開示対象となった行政文書は同一であるものの、開示内容には一部相違があり、双方に共通して非開示とされた箇所があるほか、いずれか一方に対してのみ非開示とされた箇所も存在する。

第３のとおり、審査請求人は非開示箇所の開示を求めて審査請求を行って

いるが、開示を求める具体的な箇所は明らかにされていない。

また、審査請求人から提出された文書及び本件行政文書の内容からすると、審査請求人らはそれぞれに開示された行政文書の内容を相互に共有しているものと認められる。そこで、当審査会は、以下のア及びイの方針に基づき審議を進めることとした。

ア　審査請求人及びその子のいずれか一方に開示された情報については、他方に対しては非開示とされていたとしても、双方が開示情報を補完し合うことにより、その内容を了知しているものと認められる。したがって、当該非開示箇所の開示を改めて求めているものではないと考えられるため、審議の対象とはせず、双方に共通して非開示とされた箇所のみを審議の対象とする。

イ　審査会での審議の結果、改めて開示される行政文書についても同様に審査請求人とその子の間で共有されることが予見される。よって、審議の過程において、当審査会が審査請求人又はその子のいずれか一方に対して開示すべきと判断した情報についても、当該情報は条例第１８条第１項第２号ただし書イ等に該当するものとして、他方に対しても開示することとする。

上記ア及びイのとおり取り扱うことについて、審査請求人に意見を求めたところ、期日までに回答はなかった。このため、当該取扱いについて異議はないものとみなした。

３　本件処分の妥当性について

（１）条例第１８条第１項第２号の該当性について

ア　条例第１８条第１項第２号の規定

条例第１８条第１項第２号は、「開示請求に係る個人情報の本人以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により当該本人以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、当該本人以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は当該本人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお当該本人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については開示しない旨規定されているが、同号ただし書において、次に掲げる情報は当該非開示情報から除くものとされている。

「イ　法令の規定により又は慣行として当該本人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和２２年法律第１２０号）第２条第１項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第４項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂

行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」

イ　条例第１８条第１項第２号の該当性について

本件行政文書には、審査請求人以外の第三者の氏名、生年月日、言動等が記載されている。これらの情報は開示請求に係る個人情報の本人以外の個人に関する情報であって、当該本人以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、当該本人以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は当該本人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお当該本人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められ、条例第１８条第１項第２号に該当すると認められる。

しかしながら、非開示とした審査請求人以外の第三者の言動等のうち、審査請求人の妻の氏名、言動等については、本件事案において審査請求人本人及びその家族が一体となって対応した経緯を踏まえると、開示したとしても権利利益を損なうとは認められない情報であることから、同号には該当せず、開示すべきである。

また、本件行政文書には、非開示とした加害者生徒の情報のうち、本件開示請求以外に行った開示請求の対象行政文書において、既に開示されている情報が含まれていることから、当該本人既知の情報として同号ただし書イに該当するため、開示すべきである。

（２）条例第１８条第１項第６号の該当性について

ア　条例第１８条第１項第６号の規定

条例第１８条第１項第６号は、「県の機関、県が設立した地方独立行政法人又は国等の機関が行う事務事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務事業の性質上、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれのあるもの

イ　監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ　契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、県が設立した地方独立行政法人又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ　指導、評価、選考、判定、診断等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれ

ニ　調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ホ　人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障が生ずる

おそれ

へ　県若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」と規定している。

イ　条例第１８条第１項第６号ハの該当性について

本件行政文書には、○○○高の審査請求人の子及び審査請求人の子以外の生徒への指導内容に関する情報並びに審査請求人の子とスクールカウンセラーとの相談の過程で作成された記録が含まれている。

前者の情報は、教職員が特定生徒への聞き取り内容、特定生徒への指導及び支援のために行った協議内容、生徒の状況に対する評価及び分析、指導上の留意事項並びに今後の対応方針に関する記録である。

当該情報を開示することにより、教職員が生徒指導上必要な所見、評価及び率直な意見交換を記録することをためらう事態を招き、今後の生徒指導に必要な情報共有や協議が形骸化するおそれがあるほか、生徒に対する適切な指導方針の検討及び学校内における組織的な生徒指導体制の維持に支障が生ずるおそれが認められる。

また、後者の記録は、スクールカウンセラーが相談対応の過程で把握した事実、相談内容、今後の支援方針等を記載したものである。

当該箇所は相談者の率直な心情の表明及びこれに対する助言等に関する情報を含んでおり、当該情報は、相談者とスクールカウンセラーとの信頼関係の下で得られたものであることを考慮すると、当該情報を開示することにより、将来における相談者からの率直な申告や相談担当者による適切な対応ができなくなるおそれがあると認められる。したがって、条例第１８条第１項第６号ハに該当し、非開示としたことは妥当である。

一方で、本件行政文書に含まれている指導内容のうち、「教員間で協議した」などの一般的かつ形式的な事実の記載にとどまるものについては、学校における教育活動の過程を示すものではあるが、当該情報を開示したとしても、学校における教育活動、指導又は意思形成過程に支障が生ずるおそれがあるとは認められない。

また、実施機関が非開示とした生徒指導及び保護者対応に関する学校としての方針や教職員による指導・対応の記録のうち、審査請求人及びその家族以外の者に係る生徒指導及び保護者対応に関する情報については、審査請求人に開示しない理由が認められるものの、審査請求人の子が了知している生徒指導内容等を開示したとしても、学校における指導等の事務に支障が生ずるおそれがあるとは認められない。

よって、当該情報は同号の非開示情報には該当せず、開示することが相当である。

ウ　条例第１８条第１項第６号柱書の該当性について

当審査会が本件行政文書を見分したところ、実施機関が原処分において条

例第１８条第１項第２号又は第６号ハに該当するとして非開示とした情報のうち、同項第２号又は第６号ハには該当しないものの、学校運営上の事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生ずるおそれがあると認められる情報が見受けられることから、同号柱書の非開示情報への該当性についても以下検討する。

（ア）学校の審査請求人及び審査請求人の家族に対する所感について

本件行政文書には審査請求人及び審査請求人の家族の言動等についての教職員の印象及び感想に関する情報が記載されている。

当該情報を開示することにより、教職員が率直な所感や問題意識を記録することをためらい、その結果、学校としての組織的な対応能力の低下を招き、学校運営に係る事務事業の適正な遂行に支障が生ずるおそれがあると認められる。したがって、学校の審査請求人等に対する所感については同号柱書に該当し、非開示とすることが妥当である。

（イ）他校から取得した情報について

本件行政文書には、本件事故に係り、他校から○○○高に提供された情報が記載されている。

当該情報を開示することにより、当該他校との信頼関係が崩れ、当該他校からの協力が得られにくくなるなど、今後の学校運営に支障が生ずるおそれがあると認められる。したがって、他校から取得した情報については同号柱書に該当し、非開示とすることが妥当である。

（ウ）その他学校事務に係る関係職員間での意見交換内容について

本件行政文書には、審査請求人から開示請求を行う旨の連絡を受けた後、実施機関及び○○○高の担当者間による率直な意見交換をした情報が記載されている。

当該情報を開示することにより、将来同種事案において担当者が自由かつ率直な意見交換を控えることとなり、関係機関相互の円滑な情報共有や協議に支障が生ずるおそれがあると認められる。したがって、開示請求事務等その他学校事務に係る関係職員間での意見交換内容については同号柱書に該当し、非開示とすることが妥当である。

（３）非開示情報の適用条項について

非開示情報の適用条項について、（２）ウのとおり、当審査会において本件処分とは異なる条例第１８条第１項第６号柱書を適用するに当たり、実施機関に対して意見を求めたところ、実施機関からは次のとおり回答があった。「審査会より、個人情報保護条例第１８第１項第６号柱書の適否について指摘を受けた。開示しないこととした文書のうち、他校が作成した職員会議資料については、本件とは関係しない議題であるものの、会議内での判断に係る意見交換であることから、当課では非開示理由として第１８条第１項第６号ハに該当すると判断したものである。また、本件に関わる関係職員の所感

や意見交換については、今後の指導や評価、判断に関わるものであることから、同じく非開示理由として同号ハに該当すると判断したものである。

しかしながら、文書の非開示箇所によっては、審査会の指摘のとおり、条例第１８条第１項第６号柱書に該当するものがあると考えられるため、審査会の判断を否定するものではない。」

同様に、審査請求人に対しても意見を求めたが、回答はなかった。

以上の意見を踏まえ、非開示情報の適用条項に関する検討を行い、下記４の結論に至った。

４　結論

当審査会は、上記３を踏まえ、「第１　審査会の結論」のとおり判断した。

第６　付言

当審査会において本件行政文書を見分したところ、本件行政文書のうち別紙２（１２）については、審査請求人に係る個人情報が記録されていないことが認められた。

保有個人情報開示請求制度は、請求者本人に係る保有個人情報の開示を求める制度であることから、本人に係る個人情報が記録されていない情報は、開示請求の対象となる保有個人情報には該当しないものと解される。

実施機関においては、今後、対象保有個人情報の特定に当たり、請求の対象となる保有個人情報の範囲を十分に確認し、精査した上で処分を行うべきである。

また、本件処分において、実施機関は、非開示とした部分とその理由について、第２の２のとおり、個人情報部分開示決定通知書に記載しているが、この記載では、どのような情報が記載され、開示することによりどのような支障が生じるのかが明らかであるとは言えない。

非開示とした情報の詳細な内容を明らかにしてしまうような理由の提示は適当ではないが、請求者に対して十分に伝わるよう、可能な限り具体的な理由の提示をするべきである。

本件処分における理由の提示は、原処分を取り消すまでに至らないものの、「申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない」と規定している行政手続条例（平成７年宮城県条例第３０号）第８条第１項の趣旨に照らし、実施機関においては、今後の対応において、上記の点に留意すべきと考える。

第７　審査会の処理経過

当審査会における処理経過は、別紙３のとおりである。

別紙１

新たに開示することとする部分

本件行政文書	ページ	開示すべき部分	本文の開示判断 理由記載箇所
（６）	３	・１１行目２文字目から１２行目まで全て	第５の３（２）イ
（８）	１	・９行目２６文字目から１０行目１０文字目まで	第５の３（１）イ
（９）	１	・１０行目８文字目から行末尾まで	第５の３（１）イ
（９）	２	・３行目２８文字目から４行目３２文字目まで	第５の３（２）イ
（１０）	１	・８行目３７文字目から３９文字目まで	第５の３（１）イ
（１０）	２	・１行目１６文字目から７行目まで全て	第５の３（１）イ
		・８行目１６文字目から２３文字目まで	第５の３（１）イ
		・８行目３０文字目から１３行目まで全て	第５の３（１）イ
（１３）	２	・５行目１文字目から３文字目まで	第５の３（１）イ
（１３）	４	・２５行目６文字目から３１行目まで全て	第５の３（１）イ
（１３）	６	・８行目５文字目から６文字目まで	第５の３（１）イ
		・９行目から１３行目まで全て	第５の３（１）イ
		・１５行目３文字目から４文字目まで	第５の３（１）イ
		・１５行目１２文字目から行末尾まで	第５の３（１）イ
		・３０行目から３３行目２１文字目まで	第５の３（１）イ
（１３）	７	・２２行目１０文字目から１３文字目まで	第５の３（１）イ
		・２３行目から３６行目まで全て	第５の３（１）イ
（１３）	９	・１７行目１６文字目から３１文字目まで	第５の３（２）イ
		・１８行目２５文字目から行末尾まで	第５の３（２）イ
		・２１行目１文字目から６文字目まで	第５の３（１）イ
		・２２行目から３７行目まで全て	第５の３（１）イ
（１３）	１０	・６行目５文字目から６文字目まで	第５の３（１）イ
		・７行目から１５行目まで全て	第５の３（１）イ
		・１６行目５文字目から７文字目まで	第５の３（１）イ
		・１７行目から２３行目まで全て	第５の３（１）イ
（１３）	１３	・１０行目１８文字目から３５文字目まで	第５の３（２）イ
		・１５行目３６文字目から１６行目１３文字目まで	第５の３（２）イ
（１４）	１	・６行目４文字目から行末尾まで	第５の３（１）イ
		・８行目から２４行目まで全て	第５の３（１）イ
（２０）	１	・９行目１０文字目から１０行目７文字目まで	第５の３（１）イ
		・１０行目３６文字目から１２行目まで全て	第５の３（１）イ
（２０）	２	・２８行目１８文字目から行末尾まで	第５の３（２）イ
（２２）	１	・１１行目２文字目から６文字目まで	第５の３（１）イ
（２３）	１	・１０行目全て	第５の３（１）イ
		・１２行目から１５行目まで全て	第５の３（１）イ
		・１８行目から１９行目まで全て	第５の３（１）イ

（２４）	１	・２１行目１６文字目から２７文字目まで	第５の３（２）イ
（２５）	１	・２６行目１１文字目から行末尾まで	第５の３（２）イ
		・２７行目２文字目から行末尾まで	第５の３（２）イ
（２６）	１	・１１行目１４文字目から１７文字目まで	第５の３（２）イ

１　本件行政文書欄に掲げる番号は、第２の２に掲げる番号と同一のものである。

２　ページ数とは、第２の２に掲げる本件行政文書ごとに１枚目から順次ページを振ったものである。

３　〇行目とは、文字が記載されている行を一番上から１行目として、順次数え上げたものである。なお、決裁欄は数え上げの対象から除く。

４　〇文字目とは、１行中に記載された文字を左詰めにした場合、一番左の文字を１文字目として順次数え上げたものである。なお、句読点、文頭の記号等及び括弧はそれぞれ１文字とみなし、空白は除いている。

別紙２

番号	本件処分における本件行政文書
（１）	状況報告書（〇月〇〇日保護者へ提示）
（２）	状況報告書（〇月〇〇日会議後　保護者へ提示）
（３）	状況報告書（〇月〇日保護者へ提示）
（４）	状況報告書（〇月〇日保護者へ提示）別添
（５）	〇〇様より（〇月〇日）
（６）	いじめ問題対策委員会【記録】（〇月〇〇日）
（７）	職員会議資料（情報共有用）（〇月〇〇日）
（８）	１期中間成績会議用（〇月〇日）
（９）	臨時職員会議記録（〇月〇〇日）
（１０）	臨時会議（別紙資料）（〇月〇〇日）
（１１）	校長作成資料（教頭･生徒部長打合せ）（〇〇〇高）
（１２）	令和４年度第４回職員会議記録（〇〇〇高）
（１３）	応援練習のトラブルについて（〇月〇〇日）
（１４）	電話処理箋（〇月〇〇日）（高校教育課）
（１５）	電話処理箋（〇月〇〇日）（高校教育課）
（１６）	電話処理箋（〇月〇〇日）（高校教育課）
（１７）	電話処理箋（〇月〇〇日）（高校教育課）
（１８）	対応処理箋（〇月〇〇日）（高校教育課）
（１９）	電話処理箋（〇月〇〇日）（高校教育課）
（２０）	電話処理箋（〇月〇日）（高校教育課）
（２１）	電話処理箋（〇月〇日）（高校教育課）
（２２）	電話処理箋（〇月〇日）（高校教育課）
（２３）	電話処理箋（〇月〇〇日）（高校教育課）
（２４）	電話処理箋（〇月〇〇日）（高校教育課）
（２５）	電話処理箋（〇月〇〇日）（高校教育課）
（２６）	電話処理箋（〇〇月〇日）（高校教育課）

別紙３

審査会の処理経過

年　　月　　日	処　理　内　容
令和５年２月２４日	○諮問を受けた（諮問乙第１１３号・１１４号）。
令和８年５月１５日 （第３０８回審査会）	○事案の審議を行った。
令和８年６月１９日 （第３０９回審査会）	○事案の審議を行った。
令和８年７月２４日 （第３１０回審査会）	○事案の審議を行った。
令和８年８月２０日 （第３１１回審査会）	○事案の審議を行った。
令和８年９月１７日 （第３１２回審査会）	○事案の審議を行った。

（参考）

宮城県個人情報保護審査会委員名簿

（令和８年１０月１３日現在）

氏　　名	区　　分	備　　考
大　江　裕　幸	東北大学大学院法学研究科教授	
佐　藤　英　世	東北学院大学名誉教授	会長職務代理者
杉　浦　永　子	第一印象研究所代表	
中　田　孝　司	弁護士	
吉　田　大　輔	弁護士	会長

（五十音順）

諮問日：令和５年３月２３日（諮問乙第１１４号）
答申日：令和８年１０月１３日（答申乙第９２号）
件　名：事故報告関係文書に係る個人情報部分開示決定に対する審査請求について

答　　申

第１　審査会の結論

宮城県教育委員会は、本件審査請求の対象となった部分開示決定において開示しないこととした情報のうち、別紙１については開示することとし、その他の部分については非開示とすることが妥当である。

第２　審査請求に係る経過

１　審査請求人は父親を法定代理人として、令和４年９月２２日付けで、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年宮城県条例第７２号）附則第２条の規定による廃止前の個人情報保護条例（平成８年宮城県条例第２７号。以下「条例」という。）第１６条第１項の規定により、宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「２０２２年〇月〇〇日より発生した〇〇〇高でのいじめ案件にかかる一切の記録」について、保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

２　実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書（以下「本件行政文書」という。）として別紙２に掲げる文書を特定した。

その上で、本件行政文書について令和４年１２月２７日付け部分開示決定及び令和５年２月３日付け部分開示変更決定（以下「本件処分」という。）を行い、一部について個人情報を開示しない理由を次のとおり付して、審査請求人に通知した。

条例第１８条第１項第２号に該当
本件行政文書には、本人以外の個人に関する情報が含まれており、本人以外の特定の個人が識別されることができるため。

条例第１８条第１項第６号ハに該当
本件行政文書には、担当課の所見に関する情報が含まれており、公開することにより、当該事務事業（若しくは将来の同種の事務事業）の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるため。

３　審査請求人は父親を法定代理人として、令和５年２月２４日、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第２条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

第３　審査請求人の主張要旨

１　審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すとの裁決を求めるものである。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び反論書の記載によると、以下のとおりである。

（１）審査請求書

「・「２０２２年〇月〇〇日より発生した〇〇〇高でのいじめ案件にかかる一切の記録」の開示を求めたのに対して、依然「非開示」等となっている文書がある。

・本件は「いじめ」として宮城県教育委員会が認定した事案であるが、それに対する宮城県教育委員会における「いじめ問題対策委員会」等での議論等の実施状況および実施記録などの証跡がない。

・本件「いじめ」における「加害者」は、特定および審査請求人に対しても公表されているにもかかわらず、その記載がない。

・資料５(当初番号)「令和４年度第３回いじめ問題対策委員会【記録】(〇月〇〇日)」における、「内容（１)」について、「空白」となっており情報が隠蔽されている。

・上記「委員会」における第４回以降(関連すれば第３回以前も含む)の実施の証跡がない。

・記載内容全般に関して、事実と異なった内容や虚偽の記載が散見されており、内容の修正が必要である(宮城県教育委員会高校教育課〇〇〇〇氏には電話でも伝達済み)。」

（２）反論書

「『・請求者は、本件は「いじめ」として宮城県教育委員会が認定した事案であるが、それに対する宮城県教育委員会における「いじめ問題対策委員会」等で議論等の実施状況及び実施記録などの証跡がないと主張している。本事案については、〇〇〇高より報告を受け、実施機関担当課としても「いじめ」事案として把握しているが、調査及び対応は〇〇〇高が主体となって実施しているものであり、現時点において、宮城県教育委員会が主体で実施している「いじめ防止対策調査委員会」では本事案に関して議題となっておらず、それに係る行政文書は存在しない。』と弁明しているが、２０２２年〇月〇日付で〇〇〇高に調査及び文書（対象行政文書　〇〇様より（〇月〇日））での回答を求めた際に、〇〇〇高からは「本件については宮城県教育委員会に報告しており「いじめ」問題として対応していく旨、今後宮城県教育委員会を通して対応していくため〇〇〇高からは直接文書での回答はできない旨」、報告を受けていた。本件「いじめ」については宮城県教育委員会が主体となり対応を進めていると認識いたものの、本開示請求資料を令和５年１月上旬

に閲覧して始めて、宮城県教育委員会が主体となって取り組んでいないことが判明したものである。〇〇〇高の説明は宮城県教育委員会が本件対応の主体であると誤認をさせる内容のものであり、また、宮城県教育委員会としても、いじめの加害者である〇〇〇高に本件を主体となって取り組ませてきたことが、いじめ問題の解消に至らず転校を余儀なくされる状況にまで追い込んだと判断せざるを得ず、対応に大きな不備があったと反論する。

『・請求者は、「令和４年度第３回いじめ問題対策委員会【記録】（令和４年〇月〇〇日）」における「内容（１）」について、「空白」となっており情報が隠蔽されていると主張している。対象行政文書の内、該当箇所については、「令和４年度第３回いじめ問題対策委員会」において取り上げた別事案に関するものであり、個人情報開示請求の対象外としたものであり、請求者の主張には誤認がある。』と弁明しているが、「令和４年度第３回いじめ問題対策委員会【記録】（令和４年〇月〇〇日）」における「内容（１）」が別事案に関するものと弁明するのであれば、本件「いじめ」に関しては、どのような経緯で「いじめ」として認定し「いじめ問題対策委員会」で議論されることになったのか、その経緯が不明瞭であることから、その議論の内容等についての開示を求める。

『・請求者は、〇〇〇高における第４回いじめ問題対策委員会以降の実施の証跡がないと主張している。しかしながら第４回いじめ問題対策委員会を開催した後は、全教員が出席する職員会議で状況の確認と対応について検討しており、その記録として職員会議資料、成績会議資料、臨時職員会議記録、臨時会議（別紙資料）を対象行政文書として、部分開示決定しているものであり、請求者の主張には経過について誤認がある。』と弁明しているが、「令和４年度第３回いじめ問題対策委員会【記録】」の資料「（２）③今後の対応について　〇方向性」によると、「いじめ対策委員会として対応していくが、」との記録があることから、以降も当然にして「いじめ対策委員会」にて議論され、その証跡およびその内容の公表がなされるとの審査請求人の主張に対しては一切の誤認はない。また、弁明者は「第４回いじめ問題対策委員会を開催した後は、全教員が出席する職員会議で状況の確認と対応について検討しており、その記録として職員会議資料、成績会議資料、臨時職員会議記録、臨時会議（別紙資料）を対象行政文書として、部分開示決定している」と弁明しているが、これらはあくまでも学校内でのほかの会議体等での議論であり、いじめ問題解決のために特定の構成員によって開催される「いじめ問題対策委員会」とは全く別のものであり、これらの会議体等での議論等によって適正ないじめ対応がなされてきたとの弁明者の主張には誤りがある。

『・請求者は、本件「いじめ」における「加害者」は、特定および審査請求人に対しても公表されているにもかかわらず、その記載がない、さらに、記載内容全般に関して、事実と異なった内容や虚偽の記載が散見されており、内容の修正が必要であると主張している。これらの主張は、本件対象行政文書の内容の真偽にかかわるものであり、部分開示決定に係る本審査請求を根拠づけるものとはならない。なお、個人情報保護条例第２７条では、「開示を

受けた自己に関する個人情報が事実と合致していないと認めるときは、実施機関に対し、その訂正の請求をすることができる。」としていることを申し添える。』と弁明しているが、『請求者は、本件「いじめ」における「加害者」は、特定および審査請求人に対しても公表されているにもかかわらず、その記載がない』の部分に関しては、「加害者」は既に特定されており審査請求人に対しても公表されているものであることから、「本件対象行政文書の内容の真偽にかかわるもの」との弁明には該当せず、当然にして公表すべき内容であると反論する。」

第４　実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書において述べている内容は、以下のとおりである。

「・請求者は、「２０２２年○月○○日より発生した○○○高でのいじめ案件にかかる一切の記録」に関する個人情報の請求に対して、依然「非開示」等となっている文書があると主張している。まず、本案件に関する実施機関が保有する行政文書は、一覧表（変更決定を含む）のとおりである。次に、開示請求に係る対象行政文書につき、「非開示」とした部分に関しては、本人以外の個人に関する情報が含まれており、本人以外の特定の個人が識別され得る部分、若しくは、他の情報と照合することにより本人以外の特定の個人を識別され得る部分を非開示とし、本人の言動や本人既知のできごとで本人以外の特定の個人が識別され得ることのない部分については開示したものであって、個人情報保護条例１８条第１項第２号に即した解釈・運用に基づく適正なものである。また、対象行政文書には、関係生徒からの聞き取り内容、その時点での学校の評価や意見、判断等を記した部分があるところ、未だ事実かどうかが確認されていない事項や事実認定の評価形成過程がしるされており、これらを開示することにより、今後の当該事務事業（若しくは将来の同種の事務事業）の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるため、同条例第１８条第１項第６号ハに即した解釈・運用をし、非開示としたものである。

・請求者は、本件は「いじめ」として宮城県教育委員会が認定した事案であるが、それに対する宮城県教育委員会における「いじめ問題対象委員会」等での議論等の実施状況及び実施記録などの証跡がないと主張している。本事案については、○○○高より報告を受け、実施機関担当課としても「いじめ」事案として把握しているが、調査及び対応は○○○高が主体となって実施しているものであり、現時点において、宮城県教育委員会が主体で実施している「いじめ防止対策調査委員会」では本事案に関して議題となっておらず、それに係る行政文書は存在しない。

・請求者は、「令和４年度第３回いじめ問題対策委員会【記録】（令和４年○月○○日）」における「内容（１）」について、「空白」となっており情報が隠蔽されていると主張している。対象行政文書の内、該当箇所については、「令和４年度第３回いじめ問題対策委員会」において取り上げた別事案に関するものであり、個人情報開示請求の対象外としたものであり、請求者の主張には誤認があ

る。

・請求者は、○○○高における第４回いじめ問題対策委員会以降の実施の証跡がないと主張している。しかしながら第４回いじめ問題対策委員会を開催した後は、全教員が出席する職員会議で状況の確認と対応について検討しており、その記録として職員会議資料、成績会議資料、臨時職員会議記録、臨時会議（別紙資料）を対象行政文書として、部分開示決定しているものであり、請求者の主張には経過について誤認がある。

・請求者は、本件「いじめ」における「加害者」は特定および審査請求人に対しても公表されているにもかかわらず、その記載がない、さらに、記載内容全般に関して、事実と異なった内容や虚偽の記載が散見されており、内容の修正が必要であると主張している。これらの主張は、本件対象行政文書の内容の真偽にかかわるものであり、部分開示決定に係る本審査請求を根拠づけるものとはならない。なお、個人情報保護条例第２７条では、「開示を受けた自己に関する個人情報が事実と合致していないと認めるときは、実施機関に対し、その訂正の請求をすることができる。」としていることを申し添える。」

第５　審査会の判断理由

１　条例の基本的な考え方について

条例は、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利その他の個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的として制定されたものであり、個人情報の開示請求にあっては、原則開示の理念の下に解釈され、かつ運用されなければならない。

当審査会は、この原則開示の理念に立って条例を解釈し、以下のとおり判断する。

２　本件行政文書について

（１）本件行政文書の特定について

本件行政文書は、宮城県○○○○高等学校（以下「○○○高」という。）で発生した、生徒間での事故（以下「本件事故」という。）に係る報告書等である。

当審査会では、実施機関から本件行政文書の提示を受けて、インカメラ審理を行い、実施機関の判断の妥当性について、審議を行った。

（２）審議の対象について

本件開示請求と同時に、審査請求人の父は、同内容の保有個人情報開示請求を行っている。これらの開示請求に対し、開示対象となった行政文書は同一であるものの、開示内容には一部相違があり、双方に共通して非開示とされた箇所があるほか、いずれか一方に対してのみ非開示とされた箇所も存在する。

第３のとおり、審査請求人は非開示箇所の開示を求めて審査請求を行って

いるが、開示を求める具体的な箇所は明らかにされていない。

また、審査請求人から提出された文書及び本件行政文書の内容からすると、審査請求人らはそれぞれに開示された行政文書の内容を相互に共有しているものと認められる。そこで、当審査会は、以下のア及びイの方針に基づき審議を進めることとした。

ア　審査請求人及びその父のいずれか一方に開示された情報については、他方に対しては非開示とされていたとしても、双方が開示情報を補完し合うことにより、その内容を了知しているものと認められる。したがって、当該非開示箇所の開示を改めて求めているものではないと考えられるため、審議の対象とはせず、双方に共通して非開示とされた箇所のみを審議の対象とする。

イ　審査会での審議の結果、改めて開示される行政文書についても同様に審査請求人とその父との間で共有されることが予見される。よって、審議の過程において、当審査会が審査請求人又はその父のいずれか一方に対して開示すべきと判断した情報についても、当該情報は条例第１８条第１項第２号ただし書イ等に該当するものとして、他方に対しても開示することとする。

上記ア及びイのとおり取り扱うことについて、審査請求人に意見を求めたところ、期日までに回答はなかった。このため、当該取扱いについて異議はないものとみなした。

３　本件処分の妥当性について

（１）条例第１８条第１項第２号の該当性について

ア　条例第１８条第１項第２号の規定

条例第１８条第１項第２号は、「開示請求に係る個人情報の本人以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により当該本人以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、当該本人以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は当該本人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお当該本人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については開示しない旨規定されているが、同号ただし書において、次に掲げる情報は当該非開示情報から除くものとされている。

「イ　法令の規定により又は慣行として当該本人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和２２年法律第１２０号）第２条第１項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第４項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂

行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」

イ　条例第１８条第１項第２号の該当性について

本件行政文書には、審査請求人以外の第三者の氏名、生年月日、言動等が記載されている。これらの情報は開示請求に係る個人情報の本人以外の個人に関する情報であって、当該本人以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、当該本人以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は当該本人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお当該本人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められ、条例第１８条第１項第２号本文に該当すると認められる。

しかしながら、非開示とした審査請求人以外の第三者の言動等のうち、審査請求人の母の氏名、言動等については、本件事案において審査請求人本人及びその家族が一体となって対応した経緯を踏まえると、開示したとしても権利利益を損なうとは認められない情報であることから、同号には該当せず、開示すべきである。

また、本件行政文書には、非開示とした加害者生徒の情報のうち、本件開示請求以外に行った開示請求の対象行政文書において、既に開示されている情報が含まれていることから、当該本人既知の情報として同号ただし書イに該当するため、開示すべきである。

（２）条例第１８条第１項第６号の該当性について

ア　条例第１８条第１項第６号の規定

条例第１８条第１項第６号は、「県の機関、県が設立した地方独立行政法人又は国等の機関が行う事務事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務事業の性質上、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれのあるもの

イ　監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ　契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、県が設立した地方独立行政法人又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ　指導、評価、選考、判定、診断等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれ

ニ　調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ホ　人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障が生ずる

おそれ

へ　県若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」と規定している。

イ　条例第１８条第１項第６号ハの該当性について

本件行政文書には、○○○高の審査請求人及び審査請求人以外の生徒への指導内容に関する情報並びに審査請求人とスクールカウンセラーとの相談の過程で作成された記録が含まれている。

前者の情報は、教職員が特定生徒への聞き取り内容、特定生徒への指導及び支援のために行った協議内容、生徒の状況に対する評価及び分析、指導上の留意事項並びに今後の対応方針に関する記録である。

当該情報を開示することにより、教職員が生徒指導上必要な所見、評価及び率直な意見交換を記録することをためらう事態を招き、今後の生徒指導に必要な情報共有や協議が形骸化するおそれがあるほか、生徒に対する適切な指導方針の検討及び学校内における組織的な生徒指導体制の維持に支障が生ずるおそれが認められる。

また、後者の記録は、スクールカウンセラーが相談対応の過程で把握した事実、相談内容、今後の支援方針等を記載したものである。

当該箇所は相談者の率直な心情の表明及びこれに対する助言等に関する情報を含んでおり、当該情報は、相談者とスクールカウンセラーとの信頼関係の下で得られたものであることを考慮すると、当該情報を開示することにより、将来における相談者からの率直な申告や相談担当者による適切な対応ができなくなるおそれがあると認められる。したがって、条例第１８条第１項第６号ハに該当し、非開示としたことは妥当である。

一方で、本件行政文書に含まれている指導内容のうち、「教員間で協議した」などの一般的かつ形式的な事実の記載にとどまるものについては、学校における教育活動の過程を示すものではあるが、当該情報を開示したとしても、学校における教育活動、指導又は意思形成過程に支障が生ずるおそれがあるとは認められない。

また、実施機関が非開示とした生徒指導及び保護者対応に関する学校としての方針や教職員による指導・対応の記録のうち、審査請求人及びその家族以外の者に係る生徒指導及び保護者対応に関する情報については、審査請求人に開示しない理由が認められるものの、審査請求人が了知している生徒指導内容等を開示したとしても、学校における指導等の事務に支障が生ずるおそれがあるとは認められない。

よって、当該情報は同号の非開示情報には該当せず、開示することが相当である。

ウ　条例第１８条第１項第６号柱書の該当性について

当審査会が本件行政文書を見分したところ、実施機関が原処分において条

例第１８条第１項第２号又は第６号ハに該当するとして非開示とした情報のうち、同項第２号又は第６号ハには該当しないものの、学校運営上の事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生ずるおそれがあると認められる情報が見受けられることから、同号柱書の非開示情報への該当性についても以下検討する。

（ア）学校の審査請求人及び審査請求人の家族に対する所感について

本件行政文書には審査請求人及び審査請求人の家族の言動等についての教職員の印象及び感想に関する情報が記載されている。

当該情報を開示することにより、教職員が率直な所感や問題意識を記録することをためらい、その結果、学校としての組織的な対応能力の低下を招き、学校運営に係る事務事業の適正な遂行に支障が生ずるおそれがあると認められる。したがって、学校の審査請求人等に対する所感については同号柱書に該当し、非開示とすることが妥当である。

（イ）他校から取得した情報について

本件行政文書には、本件事故に係り、他校から○○○高に提供された情報が記載されている。

当該情報を開示することにより、当該他校との信頼関係が崩れ、当該他校からの協力が得られにくくなるなど、今後の学校運営に支障が生ずるおそれがあると認められる。したがって、他校から取得した情報については同号柱書に該当し、非開示とすることが妥当である。

（ウ）その他学校事務に係る関係職員間での意見交換内容について

本件行政文書には、審査請求人の両親から開示請求を行う旨の連絡を受けた後、実施機関及び○○○高の担当者間による率直な意見交換をした情報が記載されている。

当該情報を開示することにより、将来同種事案において担当者が自由かつ率直な意見交換を控えることとなり、関係機関相互の円滑な情報共有や協議に支障が生ずるおそれがあると認められる。したがって、開示請求事務等その他学校事務に係る関係職員間での意見交換内容については同号柱書に該当し、非開示とすることが妥当である。

（３）非開示情報の適用条項について

非開示情報の適用条項について、（２）ウのとおり、当審査会において本件処分とは異なる条例第１８条第１項第６号柱書を適用するに当たり、実施機関に対して意見を求めたところ、実施機関からは次のとおり回答があった。「審査会より、個人情報保護条例第１８第１項第６号柱書の適否について指摘を受けた。開示しないこととした文書のうち、他校が作成した職員会議資料については、本件とは関係しない議題であるものの、会議内での判断に係る意見交換であることから、当課では非開示理由として第１８条第１項第６号ハに該当すると判断したものである。また、本件に関わる関係職員の所感

や意見交換については、今後の指導や評価、判断に関わるものであることから、同じく非開示理由として同号ハに該当すると判断したものである。

しかしながら、文書の非開示箇所によっては、審査会の指摘のとおり、条例第１８条第１項第６号柱書に該当するものがあると考えられるため、審査会の判断を否定するものではない。」

同様に、審査請求人に対しても意見を求めたが、回答はなかった。

以上の意見を踏まえ、非開示情報の適用条項に関する検討を行い、下記４の結論に至った。

４　結論

当審査会は、上記３を踏まえ、「第１　審査会の結論」のとおり判断した。

第６　付言

本件処分において、実施機関は、非開示とした部分とその理由について、第２の２のとおり、個人情報部分開示決定通知書に記載しているが、この記載では、どのような情報が記載され、開示することによりどのような支障が生じるのかが明らかであるとは言えない。

非開示とした情報の詳細な内容を明らかにしてしまうような理由の提示は適当ではないが、請求者に対して十分に伝わるよう、可能な限り具体的な理由の提示をするべきである。

本件処分における理由の提示は、原処分を取り消すまでに至らないものの、「申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない」と規定している行政手続条例（平成７年宮城県条例第３０号）第８条第１項の趣旨に照らし、実施機関においては、今後の対応において、上記の点に留意すべきと考える。

第７　審査会の処理経過

当審査会における処理経過は、別紙３のとおりである。

別紙１

新たに開示することとする部分

本件行政文書	ページ	開示すべき部分	本文の開示判断 理由記載箇所
（６）	３	・１１行目２文字目から１２行目まで全て	第５の３（２）イ
（８）	１	・９行目２６文字目から１０行目１０文字目まで	第５の３（１）イ
（９）	１	・１０行目８文字目から行末尾まで	第５の３（１）イ
（９）	２	・３行目２８文字目から４行目３２文字目まで	第５の３（２）イ
（１０）	１	・８行目３７文字目から３９文字目まで	第５の３（１）イ
（１０）	２	・１行目１６文字目から７行目まで全て	第５の３（１）イ
		・８行目１６文字目から２３文字目まで	第５の３（１）イ
		・８行目３０文字目から１３行目まで全て	第５の３（１）イ
（１３）	２	・５行目１文字目から３文字目まで	第５の３（１）イ
（１３）	４	・２５行目６文字目から３１行目まで全て	第５の３（１）イ
（１３）	６	・８行目５文字目から６文字目まで	第５の３（１）イ
		・９行目から１３行目まで全て	第５の３（１）イ
		・１５行目３文字目から４文字目まで	第５の３（１）イ
		・１５行目１２文字目から行末尾まで	第５の３（１）イ
		・３０行目から３３行目２１文字目まで	第５の３（１）イ
（１３）	７	・２２行目１０文字目から１３文字目まで	第５の３（１）イ
		・２３行目から３６行目まで全て	第５の３（１）イ
（１３）	９	・１７行目１６文字目から３１文字目まで	第５の３（２）イ
		・１８行目２５文字目から行末尾まで	第５の３（２）イ
		・２１行目１文字目から６文字目まで	第５の３（１）イ
		・２２行目から３７行目まで全て	第５の３（１）イ
（１３）	１０	・６行目５文字目から６文字目まで	第５の３（１）イ
		・７行目から１５行目まで全て	第５の３（１）イ
		・１６行目５文字目から７文字目まで	第５の３（１）イ
		・１７行目から２３行目まで全て	第５の３（１）イ
（１３）	１３	・１０行目１８文字目から３５文字目まで	第５の３（２）イ
		・１５行目３６文字目から１６行目１３文字目まで	第５の３（２）イ
（１４）	１	・６行目４文字目から行末尾まで	第５の３（１）イ
		・８行目から２４行目まで全て	第５の３（１）イ
（２０）	１	・９行目１０文字目から１０行目７文字目まで	第５の３（１）イ
		・１０行目３６文字目から１２行目まで全て	第５の３（１）イ
（２０）	２	・２８行目１８文字目から行末尾まで	第５の３（２）イ
（２２）	１	・１１行目２文字目から６文字目まで	第５の３（１）イ
（２３）	１	・１０行目全て	第５の３（１）イ
		・１２行目から１５行目まで全て	第５の３（１）イ
		・１８行目から１９行目まで全て	第５の３（１）イ

（２４）	１	・２１行目１６文字目から２７文字目まで	第５の３（２）イ
（２５）	１	・２６行目１１文字目から行末尾まで	第５の３（２）イ
		・２７行目２文字目から行末尾まで	第５の３（２）イ
（２６）	１	・１１行目１４文字目から１７文字目まで	第５の３（２）イ

１　本件行政文書欄に掲げる番号は、第２の２に掲げる番号と同一のものである。

２　ページ数とは、第２の２に掲げる本件行政文書ごとに１枚目から順次ページを振ったものである。

３　〇行目とは、文字が記載されている行を一番上から１行目として、順次数え上げたものである。なお、決裁欄は数え上げの対象から除く。

４　〇文字目とは、１行中に記載された文字を左詰めにした場合、一番左の文字を１文字目として順次数え上げたものである。なお、句読点、文頭の記号等及び括弧はそれぞれ１文字とみなし、空白は除いている。

別紙２

番号	本件処分における本件行政文書
（１）	状況報告書（〇月〇〇日保護者へ提示）
（２）	状況報告書（〇月〇〇日会議後　保護者へ提示）
（３）	状況報告書（〇月〇日保護者へ提示）
（４）	状況報告書（〇月〇日保護者へ提示）別添
（５）	〇〇様より（〇月〇日）
（６）	いじめ問題対策委員会【記録】（〇月〇〇日）
（７）	職員会議資料（情報共有用）（〇月〇〇日）
（８）	１期中間成績会議用（〇月〇日）
（９）	臨時職員会議記録（〇月〇〇日）
（１０）	臨時会議（別紙資料）（〇月〇〇日）
（１１）	校長作成資料（教頭･生徒部長打合せ）（〇〇〇高）
（１２）	令和４年度第４回職員会議記録（〇〇〇高）
（１３）	応援練習のトラブルについて（〇月〇〇日）
（１４）	電話処理箋（〇月〇〇日）（高校教育課）
（１５）	電話処理箋（〇月〇〇日）（高校教育課）
（１６）	電話処理箋（〇月〇〇日）（高校教育課）
（１７）	電話処理箋（〇月〇〇日）（高校教育課）
（１８）	対応処理箋（〇月〇〇日）（高校教育課）
（１９）	電話処理箋（〇月〇〇日）（高校教育課）
（２０）	電話処理箋（〇月〇日）（高校教育課）
（２１）	電話処理箋（〇月〇日）（高校教育課）
（２２）	電話処理箋（〇月〇日）（高校教育課）
（２３）	電話処理箋（〇月〇〇日）（高校教育課）
（２４）	電話処理箋（〇月〇〇日）（高校教育課）
（２５）	電話処理箋（〇月〇〇日）（高校教育課）
（２６）	電話処理箋（〇〇月〇日）（高校教育課）

別紙３

審査会の処理経過

年　　月　　日	処　理　内　容
令和５年２月２４日	○諮問を受けた（諮問乙第１１３号・１１４号）。
令和８年５月１５日 （第３０８回審査会）	○事案の審議を行った。
令和８年６月１９日 （第３０９回審査会）	○事案の審議を行った。
令和８年７月２４日 （第３１０回審査会）	○事案の審議を行った。
令和８年８月２０日 （第３１１回審査会）	○事案の審議を行った。
令和８年９月１７日 （第３１２回審査会）	○事案の審議を行った。

（参考）

宮城県個人情報保護審査会委員名簿

（令和８年１０月１３日現在）

氏　　名	区　　分	備　　考
大　江　裕　幸	東北大学大学院法学研究科教授	
佐　藤　英　世	東北学院大学名誉教授	会長職務代理者
杉　浦　永　子	第一印象研究所代表	
中　田　孝　司	弁護士	
吉　田　大　輔	弁護士	会長

（五十音順）